

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会規約

平成 19 年 3 月 30 日制定

一部改正平成 20 年 7 月 22 日

一部改正平成 23 年 6 月 24 日

一部改正平成 24 年 3 月 23 日

一部改正平成 26 年 5 月 30 日

一部改正平成 27 年 7 月 1 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この協議会は、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(事務所)

第 2 条 協議会は、主たる事務所を岐阜市下奈良 2-13-1 岐阜県土地改良事業団体連合会内に置く。

(目 的)

第 3 条 協議会は、農業の多面的機能の維持・発揮を図るために、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに農業用用排水路等の施設の長寿命化のための活動の推進に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 多面的機能支払推進交付金に関すること。
 - 二 その他協議会の目的を達成するために必要なこと。
- 2 協議会は、前項各号に関する事務の一部を岐阜県土地改良事業団体連合会に委託して実施する。

第 2 章 会員等

(協議会の会員)

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- 一 岐阜県
- 二 岐阜県内の事業実施市町村
- 三 岐阜県農業協同組合中央会

四 岐阜県農業会議

五 岐阜県土地改良事業団体連合会

(地域分会)

第6条 協議会は、円滑な事業の実施を図るため県農林事務所の管内を地域単位として、次の分会を設ける。

- 一 岐阜地域分会
- 二 西濃地域分会
- 三 捯斐地域分会
- 四 中濃地域分会
- 五 郡上地域分会
- 六 可茂地域分会
- 七 東濃地域分会
- 八 恵那地域分会
- 九 下呂地域分会
- 十 飛騨地域分会

2 分会の運営に関しては別に規程で定める。

(届 出)

第7条 会員は、その氏名又は住所(会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 4名
- 三 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

- 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

- 第 10 条 役員の任期は、3 年とする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

- 第 11 条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第 12 条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の 7 日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

- 第 13 条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 総 会

(総会の種別等)

- 第 14 条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
 - 3 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。
 - 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 会員現在数の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 第 9 条第 3 項第三号の規定により監事が招集したとき。
 - 三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

- 第 15 条 前条第 4 項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日

から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第 16 条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各 1 票の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第 2 項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第 18 条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第 17 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 二 事業報告及び収支決算に関すること。
- 三 諸規程の制定及び改廃に関すること。(第 24 条第七号を除く)
- 四 多面的機能支払推進交付金の実施に関すること。
- 五 その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第 18 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分 2 以上の多数による議決を必要とする。

- 一 協議会規約の変更
- 二 協議会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員の解任

(書面又は代理人による議決)

第 19 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第 16 条第 1 項及び第 4 項並びに第 18 条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び開催場所

二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第19条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第21条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表1に掲げるものをもって組織する。

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。但し、過半数の出席がなければ開くことができない。

5 幹事会の議長は、幹事長があたり、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 幹事会の議事については、議事録を作成し、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び開催場所

二 幹事の現在数、当該幹事会に出席した幹事数、幹事の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

7 議事録は、議長及び当該幹事会に出席した幹事のうちから、その幹事会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

8 事務局長は、幹事会に出席するものとする。

9 幹事会には、必要に応じ有識者等を参加させることができる。

(幹事会の権能)

第22条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- 一 総会に付議すべき事項に関すること。
 - 二 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - 三 その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第二号及び第三号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局

(事務局)

第23条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は岐阜県土地改良事業団体連合会が行う。
- 3 前項の事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。
- 6 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第24条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程
- 三 文書取扱規程
- 四 公印取扱規程
- 五 内部監査実施規程
- 六 地域分会運営規程
- 七 その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第25条 協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならぬ。

- 一 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第26条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第27条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 多面的機能支払推進交付金
- 二 その他の収入

(資金の取扱い)

第28条 協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第29条 協議会の事務に要する経費は、第27条第一号の多面的機能支払推進交付金及び同条第二号のその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第30条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第31条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
- 二 収支計算書
- 三 正味財産増減計算書
- 四 貸借対照表
- 五 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第32条 会長は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「要綱」という。)その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を岐

阜県知事に提出しなければならない。

- 一 前年度の年度事業報告書及び当該年度の年度事業計画書
- 二 前年度の正味財産増減計算書及び財産目録及び貸借対照表
- 三 前年度の収支決算書及び当該年度の収支予算書

第8章 協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第33条 この規約及び第24条各号に掲げる規定を変更した場合は、会長は、遅滞なく岐阜県知事に届け出なければならない。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第34条 第4条第1項第一号の事業が終了した場合及び協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあっては東海農政局長に返還するとともに、同条第1項第一号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあっては、当該地方公共団体に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雜則

(細則)

第35条 要綱、要領その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、第8条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第10条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第30条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本協議会の設立初年度の会計年度については、第26条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 23 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。